

## 決算書作成・確定申告に向けて

個人事業主の方は12月が決算月となります。スムーズな確定申告に向けて帳簿書類等の整理をしていきましょう。

### 帳簿・領収書等証拠書類の整理

令和元年分帳簿一式  
(現金出納帳、売上帳、経費帳など)

生命保険控除証明書・地震保険控除証明書・各種  
控除証明書の整理

所得控除計算に必要です。

令和元年中に支払った国民健康保険、建設国保の  
支払い額がわかるもの・社会保険料等(国民年金)

控除証明書

所得控除計算に必要です。

家を建てた・住宅借入がある場合

支払い金額・登記簿・借入金残高証明書等を用意  
してください。借入特別控除の計算があります。

配偶者の収入がわかる源泉徴収票

扶養対象者かどうかの判定をします。

借入金の整理

事業の借入金に係る利息等は経費計上いたします  
ので借入明細表のご準備を。

### ●所得税・消費税の申告納付

区分	申告・納付期限	振替納税	延納利用
所得税	3月16日(月)	4月21日(火)	6月1日(月)
消費税	3月31日(火)	4月23日(木)	

### ●青色申告者の帳簿等の保存期間

区分	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	複式簿記 仕訳帳、総勘定元帳など	7年
	簡易簿記 現金出納簿、経費帳、売掛帳、買掛帳など	
決算関係書類	青色申告決算書など	7年
現預金関係書類	領収書、預金通帳、小切手帳、借用書など	7年
その他書類	請求書、見積書、契約書、領収書控えなど	5年

## ネットde記帳

インターネットで楽々経理

商工会推奨の経理ソフトです。ASPシステムで面倒な設定は不用。是非ご利用ご検討を!

### 季節労働者の離職手続きについて

そろそろ、季節労働者の離職時期が近づいてきました。

毎年、この時期ハローワークは離職票作成や認定のため混み合いますので、工事が終了致しましたら、速やかに必要な書類の準備をお願いします。

## 令和元年分商工会で確定申告される方へ

当会で確定申告をされる方は、次の日程の期間に必ず手続きされますようお願い致します。

【受付期間】令和2年1月27日(月)～3月6日(金)迄

【お問い合わせ先】長崎・嶋崎・齋藤

【確定申告期間】令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

・所得税3月16日(月)まで ・消費税3月31日(火)まで

※決算書、確定申告書は税務署から送付されませんので、注意願います。

## 令和元年分源泉税納期の特例及び年末調整事務処理

従業員及び専従者給与の源泉徴収税(7月から12月賃金支払分)を翌年1月20日(月)までに納付する事となっています。当会で手続きをされている方は、下記書類をご持参のうえお早めにご来会下さいようお願い致します。

(納期の特例を受けていない方は従来通り1月10日(金)までです。)

### 【必要書類】

①所得税の源泉徴収簿又は賃金台帳 ②納付書

③給与所得者の保険料控除申告書

(生命保険料・地震保険料控除証明書、健康保険支払額、社会保険料控除証明書)

※国民年金は社会保険料(国民年金)控除証明書の添付が必要です。

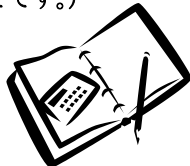
④給与所得者の配偶者控除等申告書

⑤住宅借入金等特別控除書類、残高証明書 ⑥ゴム印、印鑑

※源泉徴収税額が無くても賃金の支払があれば報告は必要です。

※医療費控除、新規の住宅所得控除は確定申告にて行います。

詳しくは当会までお問い合わせ下さい。



## 商工会年末・年始 就業時間についてのお知らせ

(年末ご用納めについて) ●令和元年12月30日(月) 正午まで

(年末ご用始めについて) ●令和2年1月6日(月) 平常時間

## 新規会員ご紹介(令和元年7・9・10月理事会承認分)

office ごえん  
代表 中野 美貴  
(地域コーディネーター)

侑井下兄弟自動車  
代表 井下 栄  
(自動車一般整備業)

アイコファーム  
代表 篠田 孝一  
(飲食業)

コサインユニバース(株)  
代表 佐藤 公紀  
(菓子製造業)

## 個人事業者のためのやさしい消費税軽減税率のあらまし

～標準税率10%と軽減税率8%～

▶令和元年10月1日から、軽減税率8%が導入されることにより複数税率になりますが、引き上げ前の消費税率と引き上げ後の軽減税率は同じ8%でも消費税(国税分)と地方消費税の内訳が異なります。令和元年分の記帳には注意が必要です。

区分	引き上げ前の税率 (旧税率8%)	令和元年10月1日から	
		標準税率10%	軽減税率8%
消費税率(国税分)	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%
		消費税額の63分の17 消費税額の78分の22	
合計	8.0%	10.0%	8.0%

～軽減税率8%の対象品目～

▶軽減税率8%の対象となる品目は、次の2種類です。

[1] 飲食料品(酒類や外食などを除く)

[2] 定期購読契約をする週2回以上発行の新聞

【食品小売業での具体例】

食品を仕入れた(仕入) 食品を販売した(売上)

▶これらの対象品目を販売する事業者のほかに、これらを購入する事業者にも軽減税率8%への対応が求められます。

【必要経費の具体例】

顧客への贈答品として食品を購入した(接待交際費)

新聞を定期購読した(新聞図書費、消耗品費など)

**8%** 軽減税率対象

- 飲食料品: 野菜、魚、精米、パン、飲料
- 新聞
- 弁当

テイクアウト・持ち帰り・宅配等は軽減税率

**10%** 標準税率対象

- 外食: レストラン等での食事
- 酒類: ビール、ワイン
- その他: 医薬品・医薬部外品、水道水